

## 「日本放送協会放送受信規約」新旧対照表

( 部分は、変更部分)

新	旧
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>平成27年6月1日</u>から施行する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>平成26年4月1日</u>から施行する。</p> <p><u>(地デジ難視対策衛星放送に関する暫定措置)</u></p> <p>2 <u>暫定的難視聴対策事業にかかる放送として一般社団法人デジタル放送推進協会が行なう「地デジ難視対策衛星放送」(以下「地デジ難視対策衛星放送」という。)が実施されている間は、第1条の規定中「地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域」を「地上系によるテレビジョン放送(暫定的難視聴対策事業にかかる放送として一般社団法人デジタル放送推進協会が行なう「地デジ難視対策衛星放送」によるものを除く。)の自然の地形による難視聴地域」と読み替える。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、地デジ難視対策衛星放送対象リストにデジタル放送難視聴地区、改修困難共聴もしくはデジタル放送混信地区として掲載された地域を基準とし別に定める要件を備えた地域(以下「地デジ難視対策地域」という。)または難視聴地域において、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は、第1条の規定にかかわらず、地上契約を締結するものとする。</u></p> <p>4 <u>前項に該当する者が第2条第5項後段の規定により締結する契約種別は、同条同項の規定にかかわらず地上契約とし、前項の規定により地上契約を締結した者が第5条第3項ただし書の規定により支払う契約種別の料額は、同条同項の規定にかかわらず地上契約の料額とする。</u></p> <p>5 <u>衛星契約を締結している者が、付則第3項に基づき放送受信契約の種別を地上契約に変更する場合は、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した日に第3条第2項に定める放送受</u></p>

<p>(アナログ放送の終了に関する措置)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> NHKは、<u>付則第2項</u>の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。</p> <p><u>5</u> <u>付則第3項</u>の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」と、「受信機を設置した月に解約となった」とあるのは「受信機を設置した月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、<u>付則第3項</u>の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> <u>付則第3項</u>および<u>第4項</u>の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「<u>付則第6項各号</u>」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「<u>付則第2項</u>の届け出」とあるのは「<u>付則第6項</u>の提出」と読み替えるものとする。</p>	<p>信契約書を放送局に提出したものとみなす。</p> <p><u>6</u> <u>付則第3項</u>の規定により地上契約を締結した者の受信機を設置した場所が、<u>地デジ難視対策地域</u>または<u>難視聴地域</u>でなくなった場合、当該放送受信契約者は、<u>第1条第1項</u>および<u>第2項</u>の規定に従い<u>所定の放送受信契約を締結するものとする。</u></p> <p>(アナログ放送の終了に関する措置)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> NHKは、<u>付則第7項</u>の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。</p> <p><u>10</u> <u>付則第8項</u>の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」と、「受信機を設置した月に解約となった」とあるのは「受信機を設置した月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、<u>付則第8項</u>の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> <u>付則第8項</u>および<u>第9項</u>の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「<u>付則第11項各号</u>」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「<u>付則第7項</u>の届け出」とあるのは「<u>付則第11項</u>の提出」と読み替えるものとする。</p>
---	--